

第 2 3 号議案

長岡京市公共下水道条例の一部改正について

長岡京市公共下水道条例（昭和 5 4 年長岡京市条例第 1 0 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 号）の公布に伴い、除害施設の設置に係る水質基準の項目名を改める必要があるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市公共下水道条例の一部を改正する条例

長岡京市公共下水道条例（昭和５４年長岡京市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（除害施設の設置） 第１１条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除し公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(10) 【略】 (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成７年京都府条例第３３号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第５号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値 ２～４ 【略】	（除害施設の設置） 第１１条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第１２条の２第１項又は第５項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除し公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 (1)～(10) 【略】 (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成７年京都府条例第３３号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第５号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値 ２～４ 【略】

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。